

1 PDCAサイクルの導入

障害福祉計画・障害児福祉計画においても、計画を的確に推進するため、毎年、計画（Plan）の進捗状況や達成状況（Do）を点検、評価（Check）し、それを次年度の施策・事業の実施に反映（Act）していく、PDCAサイクルによる計画の進行管理を進めていく方針となっています。

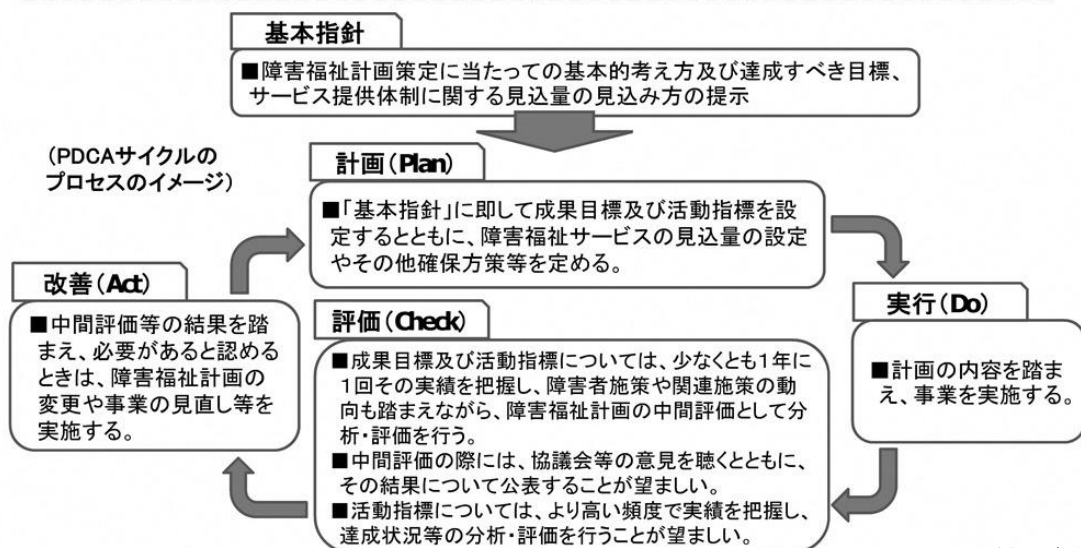
本計画の第3章に定義した成果目標毎に評価シート（次ページ参照）を作成し、障害者自立支援協議会を中心に、計画期間の年度毎に成果目標で設定した活動指標の実績を分析・評価・検証（改善提案）するPDCAサイクルを構築していきます。

主なPDCAサイクルの流れは、行政機関等において成果目標（P）で設定した成果指標や活動指標の実績（D）に基づき、その分析及び自己評価（C）を行います。春から夏に作成した評価シートを障害者自立支援協議会等に諮った上で、秋から冬に協議会等の意見を踏まえて検証した改善提案（A）を障害者政策委員会等に報告していきます。

こうしたPDCAサイクルを継続していくことで、改善提案を受けた関係機関や事業所等が必要な改善や対応等を図っていく体制を構築していきます。

PDCAサイクルのプロセス

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じるものとする。
- また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましい。



厚生労働省資料

第6期日進市障害福祉計画・第2期日進市障害児福祉計画 評価シート（目標）

成果目標 (P)	目標： 【概要】				
	【目標を達成するための方策】 ① ② ③				
成果指標 (D)	項目	計画策定時の数値等 (令和2年度の状況)	令和3年度 実績	令和4年度 見込み	令和5年度 目標値(P)
	成果指標				
	成果指標				
	成果指標				

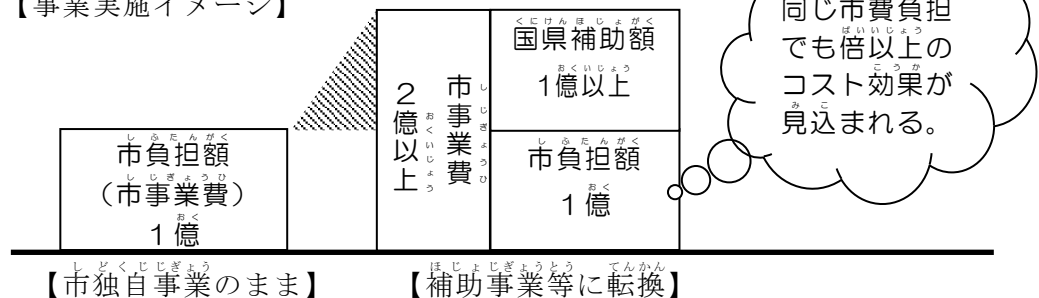
令和	年度	成果目標及び成果指標に対する分析評価（C）と今後の取り組み（A）
①		
②		
③		

障害者基本法では、障害のある人への施策は、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて実施されるものとされています。また、一般的に合理的配慮は、「障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮」とされており、障害者差別解消法、障害者雇用促進法や発達障害者支援法など、障害のある人の状況に応じた施策の推進が図られています。障害者総合支援法においても改正が行われ、障害のある人の状況に応じた制度の見直しが進められています。

本市の障害者福祉に関する各計画を的確に推進し、持続可能な支援とするためには、限りある財源を有効に活用していくことが必要です。そのためには、障害のある人が地域で暮らしていくために必要な事業で、より効果的かつ効率的な事業に財源を活用していくことが必要となります。

また、障害福祉サービス等の義務的経費は法令で定められている経費のため、その他の地域生活支援事業や市単独事業について、国県補助等の確保に努めながら、市民の意見を踏まえ、必要に応じて事業の見直しや整理統合を検討していきます。

【事業実施イメージ】



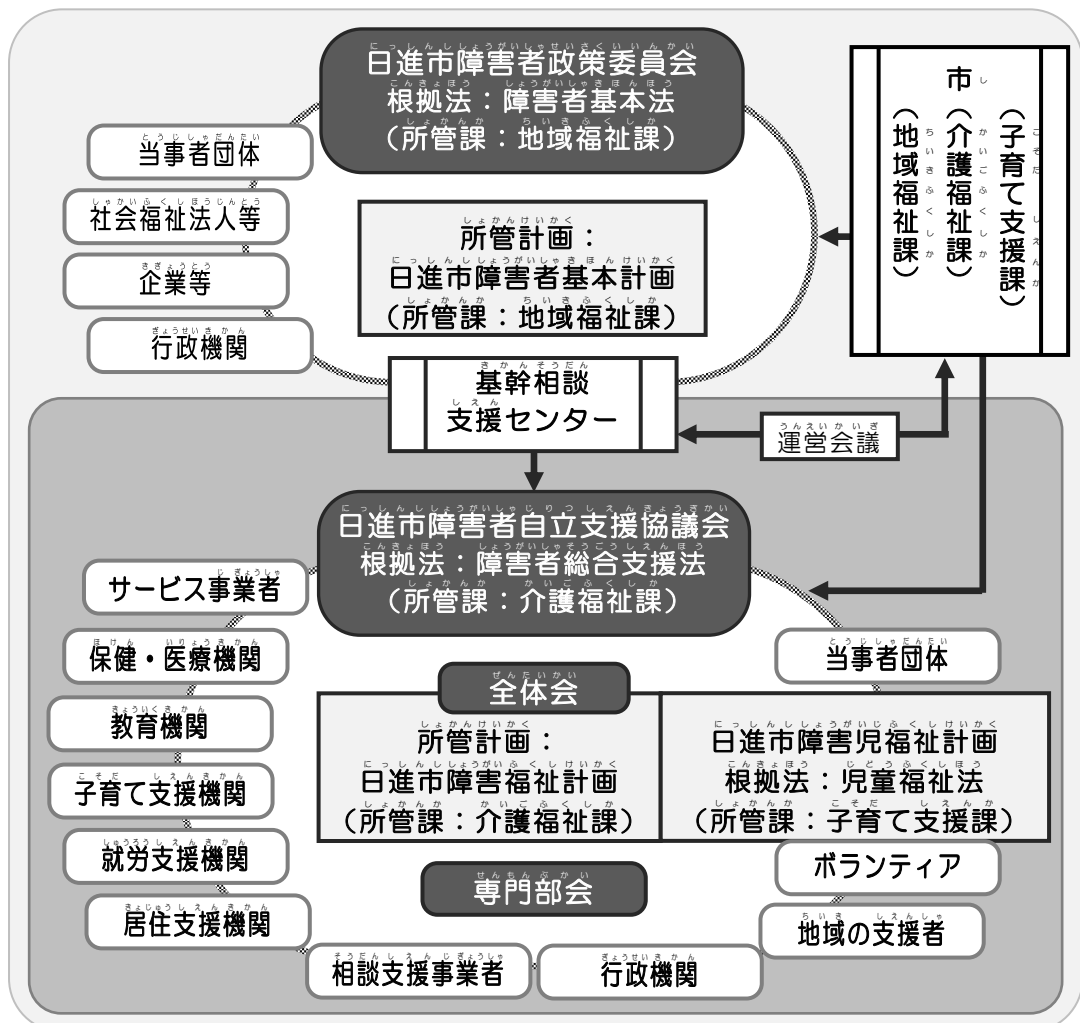
なお、障害福祉サービス等の活動指標から、令和5年度の必要見込量に対する支出見込額は合計で19億円を超える額となり、令和元年度実績と比較すると6億6千万円以上増加すると推測されます。一般財源である市負担額としても障害福祉サービス等だけで年額1億6千万円を超える新たな経費が必要になると考えられることから、財源確保を考慮し取り組んでいく必要があります。

地域のネットワーク体制を構築し、障害のある人やその家族などを多角的かつ総合的に支援していくためには、障害に関係する団体や関係機関等と連携が重要となります。

そこで、障害者基本計画に基づき、さまざまな団体や機関等で構成される組織として、障害者基本法第36条第4項に基づく「障害者政策委員会」と障害者総合支援法第89条の3第1項に基づく「障害者自立支援協議会」の2つの組織を設置し、それぞれが所管する計画の推進や進行管理等を行っていきます。

各組織の位置付けは、市の障害者福祉全体の方向性を協議する障害者政策委員会を上位組織とし、障害者自立支援協議会（専門部会を含む。）は、市の基本方針に基づき、障害福祉サービス等における資源開発や改善等を検討する機関とすることで、各機関の役割を明確にしていきます。

【計画の推進体制イメージ図】



本市では、地域の障害者福祉の発展のため、障害者自立支援協議会等においてさまざまな取り組みを進めており、市広報等を通じて、障害者福祉に関する制度の周知や活動の取り組みなどの啓発を行っています。

「理解促進研修・啓発事業」における障害者福祉に関するホームページの作成等を活用し、障害者政策委員会や障害者自立支援協議会等の活動状況、市内事業所のサービス提供情報、障害を理由にした差別の禁止や合理的配慮の啓発、就労系サービス事業所が取り扱う商品やサービスについて等障害に関するさまざまな事業の情報提供の充実を図っていきます。

市のホームページについては、ウェブアクセシビリティに配慮し、誰もが便利で使いやすいウェブサイトづくりに取り組みます。また、例えば情報を音声や点字に変換できるように音声コードやテキストデータを提供するなど、障害のある人やその家族等に対して多岐に渡る障害者福祉に関する情報を障害の種別や特性に配慮しながら分かりやすく提供していきます。

さらに、障害状況により、提供される情報をうまく理解し、活用することが難しい人もいることから、基幹相談支援センターや特定相談支援事業所等での情報提供の支援に努めていきます。